

Client Alert

28 November 2024

本アラートに関する お問い合わせ先



吉田 武史
パートナー
+81 3 6271 9723
takeshi.yoshida@bakermckenzie.com



長谷川 匠
アソシエイト
+81 3 6271 9540
takumi.hasegawa@bakermckenzie.com



藤原 総一郎
アソシエイト
+81 3 6271 9707
soichiro.fujiwara@bakermckenzie.com

改正公益通報保護法の制度見直しに向けた中間 論点整理の公表


2024年9月2日、消費者庁が主催し、有識者より構成される「公益通報者保護制度検討会（以下、「検討会」）」より、改正公益通報者保護法の制度見直しに向けた「中間論点整理」が公表された。検討会では、その後も、中間論点整理に基づき、改正公益通報者保護法の見直しにつき、検討を進めている。本アラートでは、中間論点整理の概要と、これを踏まえた今後の実務対応について解説する。なお、2022年6月1日施行の改正公益通報者保護法の概要については、[以前のクライアントアラート](#)を参照されたい。

中間論点整理の概要

中間論点整理は、主として、民間事業者に対する内部通報対応の実態調査や、企業不祥事における内部通報制度の実効性に関する調査・分析の結果に基づき、事業者の体制整備の不徹底や、限定的な通報の利用など運用上の課題があることを指摘している。また、中間論点整理は、諸外国での公益通報者保護の強化の国際的潮流に比べて、日本における公益通報者保護は強化されているとはいえず、このような状況を踏まえ、更なる法改正が必要であるとす有識者の意見が多かったと報告する。

その上で、制度見直しに向けた個別論点として、以下の具体的な提案・意見を示している。

- **体制整備の徹底と実効性の向上**
 - 1) **従事者指定義務違反への対応**：命令を行っても違反状態を解消しない事業者に対する刑事罰を規定。
 - 2) **実効性向上のための対応**：法令の概要（通報先に応じた保護要件や公益通報を理由とする不利益取扱いの禁止、事業者の体制整備義務や従事者の守秘義務等）の周知を、事業者に対する法律上の義務として規定。
 - 3) **対象事業者の範囲の拡大**：体制整備義務の適用対象事業者を、現在の対象事業者である常時使用する労働者の数が300人を超える事業者のみならず、100人超300人以下の事業者にも拡大。
- **公益通報を阻害する要因への対処**
 - 1) **通報者を探索する行為の禁止**：法律上通報者を探索する行為を禁止する明文規定を設け、違反時の行政措置又は刑事罰を規定。
 - 2) **通報を妨害する行為の禁止**：アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、韓国などと同様、法律上通報妨害行為を禁止する規定を設け、違反時の行政措置又は刑事罰を規定。
 - 3) **公益通報のために必要な資料収集・持ち出し行為の免責**：公益通報のために必要で社会的相当性を逸脱しない資料収集・持ち出し行為の民事免責及び刑事免責を規定し、その具体的要件を法定。

- 
- 4) **通報の刑事免責**：現行法では、通報行為の民事免責は規定されているものの、刑事免責が規定されていないため、刑事免責を明文化。
 - 5) **濫用的通報の防止**：濫用的通報や虚偽通報に対する罰則の設定。但し、公益通報の委縮的効果の検討や、虚偽告訴罪、名誉棄損罪及び偽計業務妨害罪といった他の刑法上の犯罪との関係の整理が必要。
- **公益通報を理由とする不利益取扱い（報復）の抑止・救済**
 - 1) **不利益取扱いの抑止**：公益通報を理由とする不利益取扱いに対する刑事罰を規定。
 - 2) **不利益取扱いからの救済**：不利益取扱いが公益通報を理由とするものの立証責任を事業者に転換し、公益通報者の立証責任を緩和。また、訴訟以外の救済手段として、行政当局が関与する公益通報者の支援や、ADR による仲介あっせんを通じた早期救済の仕組みづくり、裁判上認定された不利益取扱いに対する損害賠償額増額の仕組みづくり。
 - 3) **不利益取扱い範囲の明確化**：不利益取扱いの具体例として、現行法上、解雇、降格、減給、退職金の不支給が明記されているが、新たに配置転換についても明記。
 - **その他の論点**
 - 1) **通報主体や保護される者の範囲拡大**：通報主体として保護される退職者の範囲について、退職後の期間制限を撤廃。また、保護される通報者の範囲を、フリーランス及び下請事業者に拡大。さらに、複数の共同通報者による通報の場合は共同通報者全員の保護。
 - 2) **通報対象事実の範囲の見直し**：通報対象事実となる法律違反について、対象法律を別表及び政令で指定するポジティブリスト方式を改め、除外すべき法律があれば、これを列挙するネガティブリスト方式の採用。また、刑事罰や過料の対象であるか否かによる対象事実の限定の解除。
 - 3) **行政機関に対する公益通報の保護要件の緩和**：氏名に代えてメールアドレス等の継続的に連絡が取り合える連絡先を記載した場合や、弁護士である代理人を選任した場合も同様に保護対象とする。

今後の実務対応

検討会は、本中間論点整理を踏まえ、現在もなお検討を継続している。公益通報者保護法の改正の方向性については、検討会における今後の検討に留意する必要がある。一方、本アラートでは、本中間論点整理を踏まえた今後の実務対応として、以下の対応を提案する。

- **体制整備の見直し**：将来的な体制整備の徹底や実効性向上に向けた法改正の方向性に備え、従事者指定義務の遵守状況及び公益通報者保護法の概要の周知について、継続的にモニタリングを実施する。また、現在、労働者数が100人超300人以下の事業者であっても、300人超となる可能性や対象事業者の範囲の拡大の可能性を考慮して、将来的な体制整備の準備として、法令及び指針の要求する体制整備要件と現在の通報対応体制のギャップを分析する。
- **通報阻害要因の排除**：通報者を探索する行為や通報を妨害する行為については、将来的に違法行為として明示される可能性だけでなく、現時点において通報の実効性を著しく阻害する可能性を考慮し、内部規程に



において禁止行為として規定し、研修やマニュアルによってこれを周知する。

- **不利益取扱いの禁止の徹底**：内部通報の実効性を担保することを目的として、公益通報を理由とする不利益取扱いに対する禁止について、継続的に周知徹底を図る。また、不利益取扱いの範囲として、解雇、降格、減給、退職金の不支給の他、配置転換も該当し得ることについて、研修等で周知する。

本クライアントアラートへのご質問やコンプライアンス・プログラムの改善に向けたアドバイスが必要な場合には、弊所にお気軽にご相談ください。